附属機関等の名称	浦安市総合計画審議会
設 置 根 拠	浦安市総合計画審議会条例第1条
設置の趣旨、必要性等	市長の諮問に応じ、市の総合計画の策定に関する事項について調査及び審議するため
設置年月日	平成 30 年 10 月 1 日
所 管 事 項	総合計画に関する調査及び審議
公開、非公開の別	原則公開
非公開とする理由	
非公開の根拠	
委員の人数・任期	22 名・令和元年 5 月 23 日から総合計画の策定が完了する 日までの期間
委員の報酬等	会長 9,500 円/日額 委員 9,000 円/日額
所 管 部 署	企画部 企画政策課 電話:047-712-6038
備考	令和元年 12 月廃止